

令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の概要

(1) 業務名

令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務

(2) 業務の趣旨及び目的

四国カルスト天狗高原にある年間約8万人を集客する「高原ふれあいの家天狗荘」(以下、「天狗荘」という。)は、宿泊施設、レストラン、ショップ(売店)等を営み、津野町では単なる宿泊施設でなく、地域の重要な観光拠点施設と位置付けている。

近年、天狗高原から展望する星に注目が集まっており、老朽化した天狗荘のリニューアルに併せ、「星空客室」、「プラネタリウムシアター」を新たに設置、四国カルストで展望できる『星』を最大限に活用するとともに、ワンランク上のホテルへ整備する。

今回、リニューアルによる家具備品等の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により提出された提案等を総合的に比較検討し、最も適格とされる事業者を選定することを目的とする。

(3) 契約内容

別添「令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約締結日 ~ 令和3年3月26日(金)

(繰越手続き予定であり、期限は令和3年6月15日(火)を予定)

2. 見積限度額

金31,500,000円以内(消費税及び地方消費税含む)とする。

3. 審査委員会の設置

別途定める「令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務公募型プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4. 提案者の決定方法

公募型

5. 契約の相手方の決定方法

提出された提案書等及び提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を設置する。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、厳正かつ公平に審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

なお業務の実施に際して、提案の内容をそのまま実施することを予め約束するものではない。選定後に、候補者と町は、提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。5日以内（町の閉庁日を除く。）に交渉が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者が、改めて町と交渉を行う。

6. 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 本業務の受託選定は、単体企業、又は代表企業と構成企業からなる事業共同体の組織とする。
- (2) 事業共同体の結成要件
 - ① 自主的に結成された事業共同体であること。
 - ② 本業務の履行に必要な要員を配置できる者であること。
 - ③ 事業共同体の構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の事業共同体の構成員となることはできない。
- (3) 単体企業及び事業共同体の各構成員の参加資格要件
構成員は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 津野町から指名停止措置を受けていない者であること。
 - ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
 - ④ 法人税（個人は所得税）、消費税及び地方消費税の未納税額がない者であること。
 - ⑤ 津野町暴力団排除条例（平成23年3月9日条例第9号）第2条第1号及び第2号に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること。
 - ⑥ 令和2年4月1日現在、四国内のホテル、旅館などにおいて本事業と同種の業務を元請けで受注した実績を有するものであること。（事業共同体の場合はいずれか1社で可）

7. 質疑と回答

質疑は、令和3年2月8日（月）午後5時までに質疑書（別紙様式－①）により持参又は郵送（必着かつ書留郵便又は配達証明に限る）若しくはFAX、電子メールで受け

付ける。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容は津野町のホームページに掲載する。

8. 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書（別紙様式-②）に参加資格審査書類を添えて申込を受け付ける。申込に当たって提出する書類は次表のとおり。

[提出書類、様式及び提出部数等]

	提出書類の名称	用紙規格	提出部数
1	参加申込書 ※様式-②	A 4 縦方向	1 部
2	法人概要 ※様式-③	A 4 縦方向	1 部
3	納税証明書（法人税）	/	1 部
4	納税証明書（消費税）		1 部
5	主な事業実績一覧表 ※様式-④	A 3 横方向	1 部
6	宣言・確約書 ※様式-⑤	A 4 縦方向	1 部

（1）参加申込書

①提出方法

郵送（書留郵便又は配達証明できるものに限る。）又は持参

②提出期限

令和3年2月12日（金）午前10時（必着）

③提出先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野471番地1

津野町産業課 担当：野瀬あて

（2）資格要件の確認

町において申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を審査する。申込者の資格要件の審査が完了したら、確認結果を令和3年2月15日（月）までに申込者へ電子メールにて通知する。

（3）資格要件が満たなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、町が通知をした日の翌日から起算して5日（町の閉庁日を除く。）以内に、書面により、町長に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求めることができる。
- ② 町長は説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日（町の閉庁日を除く。）以内に書面により回答する。

9. 提案書等の作成

別途定める「令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務公募型プロポーザルに関する提案書作成要領」のとおり。

10. 審査

令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、別途定める「令和2年度高原ふれあいの家天狗荘家具備品等整備業務公募型プロポーザル審査要領」のとおり審査を行う。

11. 審査結果

審査結果は、審査委員会開催日の翌日を目途に、全ての参加者に通知文書を発送する。なお、審査結果は津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象となる。

12. 日程（予定）

項 目	日 程
募集要領の提示	令和3年2月3日
質疑書提出期限	令和3年2月8日
参加申し込み期限（書面）	令和3年2月12日
参加資格の確認通知	令和3年2月15日
提案書の提出	令和3年2月22日
審査（プレゼンテーション）	令和3年2月25日
契約相手方決定、契約	3月初旬（予定）
業務の完了	令和3年3月26日 (令和3年6月15日予定)

13. 提供資料

今回の公募にあたり町は次の資料を津野町ホームページに掲載する。

なお、提供資料は予定であり、変更することがある。

1 【実施設計】客室等平面図PDFファイル

※CADデータ（JWCAD）が必要な場合は担当まで連絡すること。

2 【基本設計】客室立面図PDFファイル

※CADデータ（JWCAD）が必要な場合は担当まで連絡すること。

3 天狗荘パース

4 備品リスト

14. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写（町及び審査委員会での使用に限る。）する。
- (3) 提出された提案書は、津野町情報公開条例に準ずる開示請求があった場合には開示の対象文書になる。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となるので、該当がある場合には提出書類の該当部分とその具体的な理由を別紙様式－⑥により提出すること。開示・非開示の判断は様式－⑥に基づき行うものではなく、様式－⑥を参考に、同条例に基づき町が客観的に判断する。

15. その他

- (1) 参加申し込み受理後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。辞退することによって、今後、町との契約等において不利益な取扱いをすることはない。
- (2) 提案に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出書類に用いる言語は日本語、基本通貨単位は日本円とする。
- (4) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になることがある。
 - ①提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
 - ②審査委員、町職員または当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
 - ③プロポーザルの手続きの過程で、津野町暴力団排除条例に掲げる排除措置対象者に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- (5) 審査結果や選定内容に対する異議は一切受け付けない。

16. 問い合わせ先

〒785-0201 高知県高岡郡津野町永野 4 7 1 番地 1

津野町産業課 担当：野瀬

電話：0889-55-2021

E-mail：sangyou@town.kochi-tsuno.lg.jp（産業課代表アドレス）

以 上